	明示すべき事項	縮	都市計画法		開発	特宅地	農
種類			29 条	43 条	不要証明	特定盛土等規制法宅地造成及び	(林) 業従事者
位 置 図	方位 地形 開発等の予定地 周辺土地利用状況(予定地中心半径300m) 最寄交通機関からの経路 市街化区域、市街化調整区域 自然公園等の区域	1/2500以上	0	0	0	0	0
現況図	方位、開発等区域の境界 土地の地番、形状、断面 開発等の区域に含まれる公共施設及び都市 計画施設の位置、形状	1/500以上	0	0	0	0	0
土地利用計画図 (配置図)	方位、開発区域の境界 計画公共施投の位置、形状 予定建築物等の用途、規模、位置 接続道路の種類、名称、幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500以上	0	0	0	0	0
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路 流水区域図及び水理計算書を添付	1/500以上	0	0	0	00	0
造成計画平面図 造成計画断面図 造成計画求積図	方位、開発区域の境界 盛土又は切土をする前後の地盤面 地盤高 盛土又は切土の別 盛土又は切土をする土地の求積 (高さが30cmを超える盛土又は切土の求積 は別で記載) 崖又は擁壁の位置及び形状、種類	1/500以上	0	造成なし	0	0	0
地 籍 図	法務局据付の公図		0	0	0	0	0
謄本、証明等	土地家屋登記事項証明書		*	0		0	0
	固定資産評価証明書(建築年月日記載) 直近5年間分又は本年度のみ		%	0			
	農地転用許可証又は非農地証明 (地目が農地の場合)		*				
予定建築物の平面図・立面図		1/100又は 1/200	*	0			
	カ理由書(やむを得ない理由等を明記)				\bigcirc		\circ
る図書	戸籍謄本(基準世帯) 住民票 誓約書(自己用で使用する・贈与する)						0
	誓約書(建築物を建てない) 名寄せ台帳 農業従事者証明書 権利者同意				0		0
	航空写真(s45年国土地理院発行) その他取扱い基準に定める書類		0	0	0	0	0

[※] 市街化調整区域における都市計画法開発許可、その他必要な場合のみ添付

[※] 正副2部作成のこと。

注 意 事 項

- 1 この事前相談は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、協議し、指導を受けるものです。
- 2 開発等をしようとする者は、この事前相談書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付して下さい。
- 3 法に基づく申請は、この事前相談書に定められた有効期間内に行って下さい。万一、有効期間を経過した場合、事前相談の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
- 4 事前相談書の有効期間は、事前相談が完了した日から起算して1年です。 ただし、市街化調整区域で行う日常生活のための物品販売店舗等(都市計画法 34 条第 1 号に係る もの)は6か月です。
- 5 この事前相談書の内容が法令の改正により新しい法令に低触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前相談を必要とする場合があります。
- 6 この事前相談が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。